

掛川市水道事業管理規程第1号

掛川市水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程をここに制定する。

平成28年12月20日

掛川市水道事業管理者

掛川市長 松井三郎

掛川市水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、掛川市水道事業に係る徴収事務等の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「徴収事務等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 水道メーターの検針及び使用水量の認定
- (2) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収及び収納
- (3) 諸届の受付その他前2号に掲げる事項に附帯する事務

(委託の基準)

第3条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる基準に該当する私人に徴収事務等を委託することができる。

- (1) 徴収事務等を委託することにより、水道事業の効率的な事業運営が図られ、かつ、使用者の便益の増進に寄与すると認められること。
- (2) 徴収事務等を十分に遂行する意思と能力を有する者であること。
- (3) 徴収した水道料金等の保管が安全であると認められること。

(身分証明書の交付等)

第4条 管理者は、委託契約を締結したときは、受託者に対して身分証明書（別記様式）を交付する。

- 2 受託者は、身分証明書を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 受託者は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、身分証明書を直ちに返還しなければならない。

(徴収事務等従事者)

第5条 受託者は、徴収事務等に従事する者（以下「徴収事務等従事者」という。）を事前に書面により管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者は、徴収事務等従事者が適当でないと認めるときは、受託者に当該徴収事務等従事者の変更を求めることができる。

(徴収した水道料金等の取扱い)

第6条 受託者は、水道料金等を徴収したときは、その内容を示す計算書を管理者に提出するとと

もに、当該徴収した水道料金等を収納した日の翌日（翌日が週休日等（掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）第3条第1項の週休日並びに同条例第10条の祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該収納した日の直後の週休日等でない日とする。）までに出納取扱金融機関（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第22条の2第2項に規定する収納及び支払の事務の一部を取り扱う金融機関をいう。）又は収納取扱金融機関（令第22条の2第2項に規定する収納の事務の一部を取り扱う金融機関をいう。）に払い込まなければならない。

（検査）

第7条 受託者は、管理者が指定する日又は必要があると認める日に、関係書類等を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

（受託者の届出義務）

第8条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、書面により管理者に届け出なければならない。

- (1) 受託者が住所等を変更したとき。
- (2) 受託者に水道料金等の亡失その他の事故があったとき。
- (3) 徴収事務を遂行することができなくなったとき。

（秘密の保持）

第9条 受託者は、徴収事務等を遂行するに当たり知り得た一切の情報を目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。委託契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（コンビニエンスストアに収納事務を委託する場合の特例）

第10条 コンビニエンスストア（電気通信回線を利用してコンビニエンスストアにおける収納情報の取りまとめを行う法人を含む。）に水道料金等の収納事務を委託する場合には、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

（表面）

第 号	身 分 証 明 書
写 真	所 在 地
	会 社 名
	（ 職 名 ）
	氏 名
	生年月日
上記の者は、掛川市水道事業の徴収事務等に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	
掛川市水道事業管理者 掛川市長 氏 名 印	

（裏面）

（注意事項）
1 本証は、職務に従事するときは、必ず携行し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 本証の記載事項に異動を生じたときは、直ちに水道事業管理者に届け出なければならない。
4 本証が不要になったときは、直ちに水道事業管理者に返納しなければならない。

（注）用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。